

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月30日（火）午後2時00分から午後2時38分

2. 開催場所 八代市役所本庁舎 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	中野敏憲
	14番	松本秀昭
職務代理者	15番	木村秀子
	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（1人）

10番 有馬日夫

5. 出席推進委員（23人）

吉田和功
本田あゆ子
中西千代志
鞍本敏男
吉川美津治
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
石田雄一
鶴山正行
有村敏之
瀬本浩和
宮本光治郎
福本啓治

上原 誠
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第26号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第27号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第28号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第29号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第30号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第31号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、先月の総会に引き続きまして、今回も農業委員、推進委員全員出席の形式をとらせていただきました。しかしながら、本市においても、まだ感染者が増加傾向にある中で、新型コロナウイルス感染拡大防止を講じるために、国・県が示しました「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で着座にて発言していただきます。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。

以上、委員の皆様には御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から8月の総会を開会したいと思います。

本日は、有馬委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。

議 長

皆さん、こんにちは。
それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い致します。
最初に、本日の議事録署名委員を指名します。
1 1 番 門田静子委員、1 2 番 森本健委員にお願い致します。
それでは、議事に入ります。
議案書のとおり進行しますので、よろしくお願い致します。
議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおりに付議致します。
今月の所有権移転申請は、交換が2件ありました。
地目は、田、336平方メートルです。
内容につきましては、議案書記載のとおりです。
これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと判断しました。
御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。
1番、八千把。

推進委員

八千把の担当の中面です。申請番号1番と2番について説明します。1番、2番は関連しているので、一緒に説明します。
申請地は、古閑浜町の〇〇〇株式会社〇〇工場より〇へ△△メートル行った所で、現況、2筆とも水稻を耕作されている農地で、地番△△△△番△と△△△△番△の隣同士の農地を交換したいといった申請になります。
何ら問題はないと思います。
審議をお願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、審議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議致します。

今月の申請は4件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番及び2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、1番の案件については、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、3番及び4番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

なお、3番の案件については無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把の担当の中面です。申請番号1番について説明します。

申請地は、大村町のローソンより〇〇に△△△メートル行った所で、現況、倉庫と物置が建築されており、駐車場として利用されている農地です。今度、宅地を拡張しようとしたところ無断転用が判明したため、今回の申請になりました。

何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長	2番、宮地。
推進委員	宮地は、宮地小学校の〇側△△△△メートルの所にあります。道路との段差は大体約△△センチ位で、背の低い草が生えています。第4条案件においては、何ら妨げる理由はないと思っております。よろしくお願い致します。
議 長	3番、二見。
推進委員	<p>二見担当の瀬本です。3番、4番について、続けて説明します。</p> <p>3番について、8月25日、平野農業委員と2人で現地調査を行いました。場所は、二見下大野町〇〇〇バス停から〇に△△メートル入った所です。申請人は、現在、熊本市内に住まわっていて、平成21年に土地と建物を相続されましたが、現在は空き家であり、今後も居住される予定はなく、今回、売却を計画されました。ところが、宅地と思われた家の南側と西側の土地と、物置小屋が建っている土地376平方メートルが地目、田であったために、今回の申請に至ったものです。</p> <p>続いて、4番について説明します。</p> <p>同日、平野農業委員と2人で現地調査を行いました。場所は、二見野田崎町、内野公民館から〇の方に、△△△メートル位行った山の下側にある農地です。この案件は、7月に農振地除外申請が通り、今回の申請に至ったものです。周辺も荒れていて、影響はなく、議案書の通りです。</p> <p>御審議方、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、審議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。</p> <p>議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから

10ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が13件、使用貸借権が3件、合計の16件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、農用地区域内にある農業用施設用地に用途区分されている農地のため、許可は可能と判断しました。

4ページをお願いします。

次に、2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

5ページをお願いします。

次に、3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、4番から6ページ、6番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6ページをお願いします。

次に、7番の案件は、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、概ね50メートル以内に2以上の医療施設、その他の公共施設又は公益的施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、8番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

7ページをお願いします。

次に、9番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、10番の案件は、八代インターチェンジ出入口の周囲概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、11番から12番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

8ページをお願いします。

次に、13番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

9ページをお願いします。

次に、14番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

10ページをお願いします。

次に、15番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、16番の案件は、鏡支所から概ね500メートル以内の区域にある農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田です。申請番号1番について説明致します。

申請者の叔父が、ライスセンターを運営しておりましたが、叔父が亡くなり、後継者もいないことから、申請者が設備等を移転し、運営したいとのことでございます。現地の周辺には住宅もなく、騒音や粉塵等の問題はないものと思われま

す。御審議方、よろしくお願い致します。

議長

2番、八千把。

推進委員

八千把担当の中西です。申請番号2番から4番について説明します。

2番。申請地は、古閑中町の区画整理区域内の、現況、造成済の農地で、ここに宅地分譲14区画を作りたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

3番。申請地は、古閑浜町の〇〇〇株式会社△△工場より〇～△△メートル行ったところで、現況、水稻を耕作されている農地で、ここに建売住宅7棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

4番。申請地は、古閑中町の〇〇〇〇ストア〇〇〇〇より〇～△△△メートル行ったところで、周りは住宅地で、現況、荒地状態の農地で、ここに個人住宅を建築し

たいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

審議をお願いします。

議 長

5番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当、吉川です。申請番号5番から9番までは同じ地区ですので、続けて説明致します。

8月26日に有馬委員と確認致しました。

申請地は、上片町字〇〇△△△△番、538平方メートルの農地、〇側△△△メートルに〇〇〇〇〇〇八代インター店、〇側△△メートルに〇〇建設、東側に隣接した家屋、北側に水路と八代第二中学校と国道3号線をつなぐ市道、西側に家屋と遊休農地等を抱える畑、南側に侵入接道があります。譲渡人は、上片町の女性、譲受人は、島田町にアパート住まいの会社員の夫婦。現在、アパートで2人の生活をしておりますが、近い将来、家族が増える人生設計を考えて、当該地は実家が近くでもあり、最適で安心して暮らせると申請致しました。問題はないと思われま

す。申請番号6番。申請地は、長田町△△△△番、△△△△番、△△△△番の3筆で、1,344平方メートル、〇側△△メートル付近に〇〇〇ショップ〇〇、〇側△△△メートル付近に県南広域本部、〇側△△△メートル付近に長田町郵便局、現状は、稲を栽培中の水田。譲渡人は、長田町の無職の男女、譲受人は、〇〇〇町で宅地建物の取引業務の商事会社。住宅供給のため、当該地と隣接宅地を購入し、宅地分譲地5区画として利用したく計画致しました。問題はないと思われま

す。申請番号7番。申請地は、長田町△△△△番△で、2,118平方メートル。〇側に△△△メートル付近に新八代駅、〇側△△△メートル付近に〇〇〇〇、〇側△メートル付近にJR鹿兒島本線、現状は田。譲渡人は、長田町で農業の男性、譲受人は、〇〇町の設備会社です。譲受人の経営する社屋が老朽化のため、駐車場、資材置き場を備えた新社屋の建設を計画致しました。社屋建築面積は194.25平方メートル。駐車場、普通車30台、大型1台です。問題はないと思われま

す。申請番号8番。申請地は、日置町字〇〇〇△△番△、現状は、休耕地の畑。〇側△△メートル付近に〇〇〇〇〇〇〇〇、〇側に△△メートル付近に〇〇〇〇。譲渡人は、大阪府の男性、譲受人は、若草町の男性。当該地は、雑木、雑草が茂り、管理が不便であり、譲受人により駐車場として計画を致しました。問題はないと思われま

す。申請番号9番。申請地は、日置町△△△△番△、△△△△番△の2筆で、363平方メートル、現状は田。町名は日置町ですが、千丁町と島田町の境界付近になります。〇側△△△メートル付近に、〇〇〇〇〇、〇側△△△メートル付近に千丁町、〇〇〇〇〇店。貸人は、千丁町新牟田の無職男性、借人は、北原町の会社員、男性。当該地は、譲受人の妻の祖父の土地であり、千丁校区への通学が可能であり、利便性がよい場所

ではありますが、接道がないことから、字〇〇△△△△番△の土地貸人宅地を接道として使用します。現在、アパート住まいの暮らしですが、子供ができ、手狭になったこともあり、今回の計画となりました。問題はないと思われます。

以上、御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

10番、龍峯。

推進委員

申請番号10番について説明します。

先日、25日に森本委員と一緒に、譲受人の〇〇〇〇に、調査に行つて参りました。〇〇〇〇様が駐車場を見つけていたところ、隣接する土地がありまして、そこが、現在、荒地になっていました。場所的には、インターの近くにあつて、周りは側道が通つていて、別に農業に対して迷惑をかけるような所はないと思ひます。

審議をお願ひします。

議 長

11番、麦島。

推進委員

植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号11番について説明します。

先日23日、吉田委員さんと現地確認致しました。

転用目的は、個人住宅を建設したいということです。申請地は、麦島小学校より〇へ約△△メートル、住宅や道路に囲まれており、周辺には農地は見当たりません。問題はないと思ひます。

御審議方よろしくお願ひします。

議 長

12番、高田。

8 番

28日、現地を調査しましたが、本野町△△△番地にありまして、JAみなみ支所から〇へ△△△メートル行つた所にあります。この土地は、三方は農地がなく、三方とも宅地になっており、1面が市道に面しています。用途地域内でもあり、別に問題はありません。

御審議方よろしくお願ひします。

議 長

13番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。申請番号13番について説明します。

4月17日、中村委員、行政書士、譲受人と4名で現地確認に行つて参りました。譲受人は、平成3年から転用許可を受けず、木工加工工場を建築し、既に経営されて

います。このたび、事業引継ぎのため調査した結果、無断転用であることが分かり、今回の申請に至りました。周辺農地への影響はないと思います。

御審議よろしくお願ひ致します。

議 長

14番、千丁。

推進委員

14番、千丁担当の福本です。先月、8月26日に、深田農業委員外3名で、現地を確認を行いました。案件の場所は、県道14号八代鏡宇土線。千丁中学校の○へ約△キロメートル、譲受人の自宅○側であります。所在地は、八代市千丁町太牟田字○△△△△番△です。譲受人、譲渡人とも、同意はできており、譲受人には、給排水計画、被害防除計画にも、万全を期すという確約を得ており、何ら問題はないと思いますので、審議の方、よろしくお願ひします。

議 長

15番、千丁。

推進委員

申請番号15番、千丁担当委員の上原です。8月29日、千丁農林水産地域事務所、農業委員、最適化推進委員、5名で現地確認を致しました。申請地は、八千把上野線、千丁昭和用水の道沿いで、○○○○から○へ△△△メートルのところ。買い手、売り手とも、千丁町古閑出。売買です。転用目的は、貸駐車場の設置。譲受人の父親が精密機械、製造会社を経営しており、従業員の駐車場として転用後に、同社に貸し付けたいという申請です。何の問題もないと思います。

議 長

16番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号16番について説明します。
譲受人は、父が所有する申請地、田、1,402平方メートルを譲り受けて、アパート2棟を建てる計画です。8月28日に現地確認を行いました。
申請地は、県道14号線より△△メートル程、○に入ったところで、○側に道路を挟んで○○のガソリンスタンド、○側に病院、○側に道路、民家、○側にだけ水田がありました。譲受人が耕作しております。近隣農家への被害も特に及ぶことはないと思います。
御審議方よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。
但し、2番の八千把の案件は、農地転用面積が3,000平米を超えることから、
県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第29号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書11ページから30ページのとおり付議致します。

今月は、賃借権設定が29件、面積は13万5,671.68平方メートル、所有権移転が10件、面積は3万3,516平方メートルです。

これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。

来月、9月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、9月8日木曜日と、9日金曜日と、14日水曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築2番町、郡築5番町、沖町、鏡町芝口、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案通り決定することといたします。

議案第30号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第30号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画、議案書31ページから36ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が12件で、面積は、3万7,095平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第30号の説明につきましては、以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これら農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第31号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第31号、非農地証明願について、議案書37ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、宅地であることの証明願です。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般、地目が農地であることが判明しました。固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和10年には住宅が建築されていたことが証明されており、このことから、農地法施行日である昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、令和4年8月16日に麦島地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

御審議をお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、麦島。

推進委員	植柳・麦島地区担当の矢鉾です。先ほど事務から説明がありましたとおり、8月16日、資産証明書を確認し、吉田農業委員さんと事務局職員とで現地調査を行った結果、現在も家屋等が建っており、非農地として何ら問題はないと思われしますので、御審議、よろしくをお願いします。
議 長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、審議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定致します。 本日予定の議案は全て終了しました。 今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告しますが、報告書の表紙をめぐっていただき、農地法第5条制限除外の申請番号2番については、取り下げられましたので、削除方お願い致します。 これを持ちまして、8月の八代市農業委員会を閉会致します。 皆様、お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和4年8月30日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____